

要綱（骨子）修正案

要綱（骨子）修正案

（傍線部分は修正部分）

第一 起訴状における個人特定事項の秘匿措置

一 起訴状の抄本の送達等

1 検察官は、公訴の提起と同時に、裁判所に対し、起訴状の謄本に代えて被告人に送達するものとして、起訴状の抄本であつて次の(1)又は(2)に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）の記載がないものを提出することができるものとする
こと。

(1) 次のイからハまでに掲げる事件の被害者

イ 刑法第七十六条から第七十九条まで若しくは第八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）
おいて同じ。）
、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分

に限る。)若しくは第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

ハ イ及びロに掲げるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が被告人に知られることにより次の(イ)又は(ロ)に掲げるおそれがあると認められる事件

(イ) 被害者等(被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。)の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

(2) (1)に掲げるもののほか、個人特定事項が被告人に知られることにより次のイ又はロに掲げるおそ

れがあると認められる者

イ その者の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれ

ロ イに掲げるもののほか、その者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

2 1の抄本の訴因は、罪となるべき事実を特定したものとしなければならぬものとする。

3 裁判所は、1による1の抄本の提出があったときは、刑事訴訟法第二百七十一条第一項の規定にかかわらず、遅滞なく1の抄本を被告人に送達しなければならないものとし、この場合において、同法第二百五十五条及び第二百七十一条第二項中「起訴状の謄本」とあるのは、「1の抄本」とするものとする。

4 検察官は、1の場合において、被告人に弁護人があるときは、弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を裁判所に提出しなければならないものとする。

5 裁判所は、4による起訴状の謄本の提出があったときは、3による1の抄本の送達と併せて、遅滞なく、弁護人に対し、個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状の謄本を

送達しなければならないものとする。

6 検察官は、4に規定する場合において、5による措置によっては、1(1)ハイ若しくは(2)イに規定する名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されること又は1(1)ハロ若しくは(2)ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、裁判所に対し、起訴状の謄本に代えて弁護人に送達するものとして、1の抄本を提出することができるものとする。

7 裁判所は、6による1の抄本の提出があつたときは、3による1の抄本の送達と併せて、遅滞なく、1の抄本を弁護人に送達しなければならないものとする。

8 裁判所は、1による1の抄本の提出があつた後に弁護人が選任されたときは、速やかに、検察官にその旨を通知しなければならないものとする。

9 検察官は、8による通知を受けたときは、速やかに、弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を裁判所に提出しなければならないものとする。

10 裁判所は、9による起訴状の謄本の提出があつたときは、遅滞なく、弁護人に対し、個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達しなければならないものとする。

こと。

11 検察官は、8に規定する場合において、10による措置によっては、1(1)ハイ若しくは(2)イに規定する名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されること又は1(1)ハロ若しくは(2)ロに規定する行為を防止できないおそれがあるとき、裁判所に対し、起訴状の謄本に代えて弁護人に送達するものとして、1の抄本を提出することができるものとする。

12 裁判所は、11による1の抄本の提出があつたときは、遅滞なく、1の抄本を弁護人に送達しなければならぬものとする。

13 1により提出された1の抄本が2に違反するときは、判決で公訴を棄却しなければならぬものとする。

14 5又は10により条件を付する措置をとつた場合において、刑事訴訟法第二百九十九条の七第二項及び第三項と同様の規律を設けること。

二 被告人又は弁護人に対する個人特定事項の通知

1 裁判所は、一3による措置をとつた場合において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めると

きは、被告人又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被告人に通知する旨の決定をしなければならないものとする。

(1) 次のイ又はロに掲げる当該措置に係る個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ 被害者の個人特定事項 当該措置に係る事件に係る罪が一 1 (1)イ及びロに規定するものに当たらず、かつ、当該措置に係る事件が一 1 (1)ハに掲げるものに当たらないとき。

ロ 被害者以外の者の個人特定事項 当該措置に係る者が一 1 (2)に掲げる者に当たらないとき。

(2) 当該措置により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

2 裁判所は、一 7 又は 12 による措置をとった場合において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、弁護人に対し、当該措置に係る個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して当該個人特定事項の全部又は一部を通知する旨の決定をしなければならぬものとする。

(1) 一 5 又は 10 による措置によって、一 1 (1)ハイ及び(2)イに規定する名誉又は社会生活の平穏が著し

く害されること並びに一 1 (1)ハロ及び(2)ロに規定する行為を防止できるとき。

(2) 当該措置により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

3 裁判所は、1又は2による請求については、検察官の意見を聴かなければならないものとする。

4 1又は2による請求については、即時抗告をすることができるとすること。

5 2により条件を付する措置をとった場合において、刑事訴訟法第二百九十九条の七第二項及び第三項と同様の規律を設けること。

三 弁護士による訴訟に関する書類又は証拠物の閲覧及び謄写の制限

1 裁判所は、一 4又は9による起訴状の謄本の提出があつた場合において、当該措置に係る個人特定事項が一 1 (1)又は(2)に掲げる者のものに当たる場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護士が刑事訴訟法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するに当たり、弁護士に対し、これらに記載され又は記録されている当該措置に係る個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法

を指定することができるものとし、ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

2 裁判所は、一6又は11による一1の抄本の提出があつた場合において、当該措置に係る個人特定事項が一1(1)又は(2)に掲げる者のものに当たる場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が刑事訴訟法第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するについて、これらのうち当該措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁止、又は弁護人に対し、当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができるものとし、ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

3 1又は2により条件を付し、又は時期若しくは方法を指定する措置をとつた場合において、刑事訴訟

訟法第二百九十九条の七第二項及び第三項と同様の規律を設けること。

四 起訴状の朗読方法の特例

一 三による措置がとられた場合においては、刑事訴訟法第二百九十一条第二項後段の規定は、二一による措置がとられた場合に限り適用するものとし、この場合において、同項後段中「起訴状を」とあるのは、「一三による措置に係る個人特定事項の全部について二一の決定があつた場合にあつては起訴状を、一三による措置に係る個人特定事項の一部について二一の決定があつた場合にあつては起訴状の抄本であつて当該措置に係る個人特定事項の記載がないものを」とするものとする。

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 逮捕手続等における個人特定事項の秘匿措置

一 逮捕手続の特例

1 検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。）は、刑事訴訟法第二百九十九条第二項の規定による逮捕状の請求と同時に、裁判官に対し、書面で、逮捕状に代えて被疑者に示すものとして、逮捕状の抄本であつて

次の(1)又は(2)に掲げる者の個人特定事項の記載がないものを交付することの請求をすることができるものとする。

(1) 次のイからハまでに掲げる事件の被害者

イ 刑法第七十六条から第七十九条まで若しくは第八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

ハ イ及びロに掲げるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特

定事項が被疑者に知られることにより次の(イ)又は(ロ)に掲げるおそれがあると認められる事件

(イ) 被害者等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれ

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

(2) (1)に掲げるもののほか、個人特定事項が被疑者に知られることにより次のイ又はロに掲げるおそれがあると認められる者

イ その者の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれ

ロ (イ)に掲げるもののほか、その者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

2 裁判官は、1による請求を受けたときは、逮捕状の抄本であつて1(1)又は(2)に掲げる者の個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載したものを交付するものとし、ただし、当該請求に係る者が1(1)又は(2)に掲げる者に当たらないことが明らかなる場合には、この限りでないものとする。

3 1による請求により逮捕状の抄本の交付があつたときは、逮捕状により被疑者を逮捕するに当たり、逮捕状に代えてこれを被疑者に示すことができるものとする。

二 勾留手続の特例

1 検察官は、刑事訴訟法第二百四条から第二百六条までの規定による勾留の請求と同時に、裁判官に対し、書面で、勾留を請求された被疑者に対する被疑事件の告知を一1(1)又は(2)に掲げる者の個人特定事項を明らかにしない方法により行うこと及び勾留状に代えて被疑者に示すものとして勾留状の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付することの請求をすることができるものとする。

2 裁判官は、1による請求を受けたときは、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事件の告知を行うものとともに、勾留状の抄本であつて当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載したものを交付するものとし、ただし、当該請求に係る者が一1(1)又は(2)に掲げる者に当たらないことが明らかなる場合には、この限りでないものとする。

3 1による請求により勾留状の抄本の交付があつたときは、勾留状を執行するに当たり、勾留状に代

えてこれを被疑者に示すものとする事。

4 1による請求に係る措置に関する裁判に対しては、当該措置に係る者が一1(1)又は(2)に掲げる者に該当しないことを理由として、刑事訴訟法第四百二十九条第一項の規定による請求をすることができないものとする事。

5 裁判官は、1による請求に係る措置をとつた場合において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被疑者に明らかにしなければならぬものとする事。

(1) 次のイ又はロに掲げる当該措置に係る個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ 被害者の個人特定事項 当該措置に係る事件に係る罪が一1(1)イ及びロに規定するものに当たらず、かつ、当該措置に係る事件が一1(1)ハに掲げるものに当たらないとき。

ロ 被害者以外の者の個人特定事項 当該措置に係る者が一1(2)に掲げる者に当たらないとき。

(2) 当該措置により被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

6 裁判官は、5の請求について裁判をするときは、検察官の意見を聴かなければならないものとする
こと。

7 裁判官が5による措置に関する裁判をした場合において、不服がある者は、刑事訴訟法第四百二十
九条第一項の規定による請求をすることができるものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 証拠開示等における個人特定事項の秘匿措置

一 証拠開示等の際の被害者特定事項の秘匿の要請

検察官は、第一の一1により第一の一1の抄本を提出した場合には、刑事訴訟法第二百九十九条の三
の被告人に知られないようにすることの求めを、被害者特定事項（同法第二百九十条の二第一項に規定
する被害者特定事項をいう。）のうち起訴状に記載された事項であつて当該措置に係るものについても
することができるものとする。

二 証人等の氏名及び住居の開示に係る措置

1 検察官は、第一の一1により第一の一1の抄本を提出した場合には、当該措置に係る個人特定事項

についても、刑事訴訟法第二百九十九条の四第一項又は第二項の措置をとることができるものとし、ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

2 1に規定する場合には、検察官は、証拠書類又は証拠物に記載され又は記録されている1の抄本の提出に係る個人特定事項についても、刑事訴訟法第二百九十九条の四第三項又は第四項の措置をとることができるとし、ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

3 1又は2による措置をとった場合において、刑事訴訟法第二百九十九条の四第五項及び第二百九十九条の五から第二百九十九条の七までと同様の規律を設けること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 裁判書等における個人特定事項の秘匿措置

一 裁判所は、第一の一三による措置をとった事件について、被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）から刑事訴訟法第四十六条の規定による交付の請求があつた場合において、当該措置に係る個人特定事項が第一の一1(1)又は(2)に掲げる者のものに当たる場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る個人特定事項の記載がないものを交付することができるものとし、ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

二 裁判所は、第一の一五又は10による措置をとった事件について、弁護士から刑事訴訟法第四十六条の規定による交付の請求があつた場合において、当該措置に係る個人特定事項が第一の一1(1)又は(2)に掲げる者のものに当たる場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護士に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、弁護士に対し、これらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若

しくは方法を指定することができるものとし、ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

三 裁判所は、第一の一七又は12による措置をとった事件について、弁護人から刑事訴訟法第四十六条の規定による交付の請求があつた場合において、当該措置に係る個人特定事項が第一の一1(1)又は(2)に掲げる者のものに当たつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る個人特定事項の記載がないものを交付し、又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、弁護人に対し、当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができるものとし、ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

四 二又は三により条件を付し、又は時期若しくは方法を指定する措置をとつた場合において、刑事訴訟

法第二百九十九條の七第二項及び第三項と同様の規律を設けること。

五| 刑事訴訟法第二百九十九條の四、第二百九十九條の五第二項又は第二百九十九條の六の規定による措置をとつた場合において、裁判書又は裁判を記載した調書に当該措置に係る氏名又は住居が記載されているときについても、一から四|までと同様とすること。

六| その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 その他所要の法整備を行うこと。